

二%改定の根拠、人事院勧告と労働基本権との関係、今後の人事院勧告の取り扱いの方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

なお、丹羽総理府総務長官より、五十九年度の人事院勧告の取り扱いについては、俸給表等の勧告内容を尊重した完全実施に向けて最大限努めてまいる所存である旨の発言がありました。

三案について質疑終局を諮りましたところ、内藤委員より質疑を継続することの動議が提出されましたが、否決さ

れ、質疑終局が多数をもって決せられた次第であります。

次いで三案一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して小野理事、公明党・国民会議を代表して峯山委員、日本共産党を代表して内藤委員、民社党・国民連合を代表して柄谷委員よりそれぞれ反対の意見が述べられました。

順次、採決の結果三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案（一件）

番号 8	件名
例個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律案	提出月日 五八一〇二八
受領月日 五八一二一七	送付月日 五八一二一三
付委員会 五八一二一三	本院に受領 又は(衆)へ 付委員会 五八一二一三
議員会 五八一二三四	議員会 五八一二一四
議本会 五八一二一六	議本会 五八一二一六
付委員会 五八一〇二八	衆議院 付委員会 五八一〇二八
議員会 五八一〇三一	議員会 五八一〇三一
議本会 五八一二一七	議本会 五八一二一七
	備考

個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律案（閣法第八号）（衆議院送付）

委員長報告

御報告いたします。

- 五八、一〇、二八 内閣提出
一一、一七 衆可決
一一、二八 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十八年分の所得税の減税の特例措置に対応して、昭和五十八年度分の住民税負担の軽減を図るための措置に相応する措置として、昭和五十九年度分の個人住民税に限り特別の減税を行おうとするものであります。

その内容としては、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額は地方税法の定める金額に七千円を加算すること、配偶者控除等の適用対象となる者の給与所得等の限度額を三十万円に引き上げること等であります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、各委員から景気浮揚と減税規模、今後の税制改正に対する政府の方針、地方財政対策等について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

- 一、昭和五十九年度分の個人の住民税に限り、配偶者控除額、扶養控除額又は基礎控除額は地方税法の定める金額にそれぞれ七千円を加算した金額とする。
二、昭和五十九年度分の個人の住民税に限り、配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額を三十万円（現行二十九万円）とする等の措置を講ずる。

以上、御報告いたします。